足立区公共建築物等における木材利用推進方針

平成２８年６月１日付２８足環政発第５９９号

改正令和５年４月１日付４足環政発第４４５３号

１　目的

この方針は、足立区内の建築物等の整備における国産木材の積極的な木材利用を推進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）」第１２条第１項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和３年１０月１日木材利用促進本部決定）」に即して、区が整備する公共建築物等における木材利用の推進に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）建築物　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（２）公共建築物　区が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう（区の委託により管理される建築物を含む。）。また、区が助成して整備した公共の用又は公用に供する建築物をいう。

（３）建築　新築、増築、改築又は改修をいう。

（４）木造化　公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（５）木質化　公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（６）公共工作物　区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

（７）友好都市　新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市をいう。

３　木材利用の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて、国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐って、植えて、育てるという森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。

また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ます効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。

こうしたことから、公共建築物等における木造化、木質化及び木製品の使用による木材利用を促進し、国産木材の利用拡大を図ることにより森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。

４　基本的事項

区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。

（１）公共建築物における木材利用の目標

公共建築物の建築等にあたっては、施設の特性を踏まえて積極的に国産木材を使用し、建築物の木造化、木質化をはかるとともに、木製品の使用に努める。また什器等の備品についても、木材を利用したものを調達するよう努める。ただし、次に掲げる場合にはこれを適用しない。

ア　建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ　施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して、木材利用が困難と認められる場合

ウ　その他、木造化、木質化及び木製品の使用が困難と認められる場合

（２）公共工作物における木材利用の目標

公共工作物の整備にあたっては、国産木材及び国産木材を活用した木製品を積極的に使用するよう努める。ただし、次に掲げる場合にはこれを適用しない。

ア　工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材利用が困難と認められる場合

イ　その他、木製品の使用が困難と認められる場合

（３）優先して使用する木材

公共建築物等の木造化、木質化及び木製品の使用にあたっては、次の国産木材の優先的な利用促進に努める。

ア　友好都市で育成し、生産された木材

イ　多摩産材等東京都内で育成及び生産された木材

ウ　ア、イの木材が調達できない場合は、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）や災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体で育成し、生産された木材を使用する。

（４）コスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において国産木材を利用するにあたっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや国産木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、国産木材の利用に努めるものとする。

５　木材供給体制の確保

区は、友好都市等と相互に連携し、木材の利用・供給に関する情報を共有することで、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制の確保に努める。

６　木材利用の普及啓発の推進

区は、公共建築物等の木造化、木質化及び木製品の使用にあたって、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し普及啓発の推進に努める。

附則

この方針は、平成２８年６月１日から施行する。

附則

この方針は、令和５年４月１日から施行する。